

○農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第一号）最終改正：平成一六年四月二八日内閣府・農林水産省令第三号

改正案	現行
<p>(保有の制限から除かれる株式)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「元本補てん等契約」とは、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定に基づく契約をいう</u></p>	<p>(保有の制限から除かれる株式)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「元本補てん等契約」とは、<u>信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第四条において準用する場合を含む。）に規定する契約をいう。</u></p>